

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

u003c/divu003e

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 「略」</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の四の六 「略」</p> <p>第四節の五 削除</p> <p>第四節の六 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備 （第四十九条の七の二・第四十九条の七の三）</p> <p>第四節の六の二 高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備 （第四十九条の七の四）</p> <p>第四節の七～第九節 「略」</p> <p>第五章 「略」</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>五 削除</p> <p>「六 略」</p> <p>六の二 「高度MCA陸上移動通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャ</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 「同上」</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の四の六 「同上」</p> <p>第四節の五 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七）</p> <p>第四節の六 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備 （第四十九条の七の二・第四十九条の七の三）</p> <p>第四節の七～第九節 「同上」</p> <p>第五章 「同上」</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>五 「MCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうち、MCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの（次号に規定するデジタルMCA制御局を除く。）をいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局（MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を中継するためにMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。</p> <p>「六 同上」</p> <p>「新設」</p>

一

リア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いて、高度MCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を用いるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して、当該高度MCA制御局と陸上移動局との間で行われる無線通信及びその無線通信を制御するために用いられる無線通信をいう。

〔七〇十四 略〕

（空中線電力の許容偏差）
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〇五 略〕	五〇	五〇
六 次に掲げる送信設備 〔(一)・(二) 略〕 (三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九條の六から 第四十九條の七の四 まで、第四十九條の八の二、第四十九條の八の三、第四十九條の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九條の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四條第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の	五〇	五〇

〔七〇十四 同上〕

（空中線電力の許容偏差）
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〇五 同上〕	五〇	五〇
六 次に掲げる送信設備 〔(一)・(二) 同上〕 (三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九條の六から 第四十九條の七の三 まで、第四十九條の八の二、第四十九條の八の三、第四十九條の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九條の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四條第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の	五〇	五〇

陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）及び第四十九条の十六の二（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）及び第四十九条の十六の二（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	八七	七九
十六 時分 割・直交 周波数分 割多元接 続方式又 は時分 割・シン グルキャ リア周波 数分割多 元接続方 式広帯域 移動無線 システム の無線局 、高度M C A陸 上移動通 信の無線	次に掲げる送信設備 （一） 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備 （二） 第四十九条の七の四において無線設備の条件が定められている陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共有するものを除く。） （三） 第四十九条の八の	八七	七九

陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）及び第四十九条の十六の二（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）及び第四十九条の十六の二（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	八七	七九
十六 時分 割・直交 周波数分 割多元接 続方式又 は時分 割・シン グルキャ リア周波 数分割多 元接続方 式広帯域 移動無線 システム の無線局 、高度M C A陸 上移動通 信の無線	次に掲げる送信設備 （一） 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備 〔新設〕 （二） 第四十九条の八の	八七	七九

〔十七・十八 略〕	局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の送信設備	二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備
	その他の無線局の送信設備	八七
		四七

（人体における比吸収率の許容値）
 第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、**広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタル無線電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工**

〔十七・十八 同上〕	式デジタル無線電話の送信設備	二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備
	その他の無線局の送信設備	八七
		四七

（人体における比吸収率の許容値）
 第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、**広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタル無線電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル無線電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う**

衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九
条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地
球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の
四に規定する携帯移動地球局の無線設備（以下この項及び次項において
「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対
象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に
告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項及び次項に
おいて「複数電波」という。）を発射する機能をもつ場合にあって
は、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電
磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分
間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値
をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット（四肢にあつて
は、毎キログラム当たり四ワット）以下とするものでなければならな
い。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備
の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似
空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット
以下でなければならない。

〔2・3 略〕

31 第四十九条の七の四に定める高度MCA陸上移動通信を行う無線局
及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局の受信装置に
ついては、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、
インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）
及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備（以
下この項及び次項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設
備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の
無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電
波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を発射する機
能をもつ場合にあっては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除
く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体
組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除
し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当
たり二ワット（四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット）以下とす
るものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこ
の限りでない。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備
の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似
空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット
以下でなければならない。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動中継局	ア 三〇MHz以上一、〇〇MHz未満（九三〇MHz以上九五五MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
陸上移動局	イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（二、〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇二五MHz以上二、〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第四節の五 削除

(MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)
第四十九条の七 削除

第四節の五 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備
第四十九条の七 MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）（MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。ただし、総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不

理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一 送信装置の条件

イ M C A 制御局又は M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（M C A 制御局と送信装置を共用するものに限る。）の送信装置

- (1) 変調方式は、周波数変調であること。
 - (2) 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。
 - (3) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)五kHz以内であること。
 - (4) 周波数偏移が(3)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること（専らデジタル信号を送信する送信装置の場合を除く。）。
 - (5) (4)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器（三kHzから一五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。）を備え付けていること（専らデジタル信号を送信する送信装置の場合を除く。）。
 $60 \log_{10} (f / 3)$ デシベル（周波数偏移が(±) 2.5kHz以内の電波を使用するものにあつては、 $80 \log_{10} (f / 3)$ デシベル）
 f は、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数（単位kHz）とする。
 - (6) 隣接チャネル漏えい電力は、一、二五〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントの変調をするために必要な入力電圧より一〇デシベル高い入力電圧を加えた場合において、次の値であること。
- (イ) 周波数偏移が(±)二・五kHz以内のものにあつては、搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数の(±)四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値

(ロ) 周波数偏移が(±)二・五kHzを超えるものにあつては、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六五デシベル以上低い値。
陸上移動局、指令局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の送信装置

(1) イの(1)から(6)までの条件に適合すること。

(2) 発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。

(3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇MHz高いものが自動的に選択されること。

(4) 電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができず、別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。

二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ MCA制御局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)の制御装置

(1) 制御信号(終話信号を含む。以下この条において同じ。)は、次のとおりであること。

(イ) 符号形式は、NRZ符号であること。

(ロ) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット(許容偏差は、百万分の一〇〇とする。)であること。

(ハ) MSK方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ(許容偏差は、それぞれ百万分の一〇〇とする。)であるものであること。

(ニ) 信号のレベルは、周波数偏移を(±)五kHz以内に保持するものであること。

(2) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付け

ていること。

- (3) 連絡の設定のための制御信号の伝送方式は、タイムスロットランダムアクセス方式であること。
 - (4) 通話の接続の方式は、待時式であること。
 - (5) 通話に使用する電波の周波数を指示した後、当該通話に係る通信の中継を終了するときは、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。
 - (6) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間（最大一八〇秒とする。）を指示する制御信号の送出を開始してから通話時間経過後三秒以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。
- ロ 陸上移動局、指令局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（MCA制御局と制御装置を共用するものを除く。）の制御装置
- (1) イ(3)の条件に適合すること。
 - (2) 制御信号は、次のとおりであること。
 - (イ) イ(1)の(イ)及び(ニ)の条件に適合すること。
 - (ロ) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の二〇〇とする。）であること。
 - (ハ) MSK方式により、変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。）であるものであること。
 - (ニ) 〇・三二ミリボルトから一ミリボルトまでの範囲で任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、空中線電力が自動的に一ワット以下に低下すること（九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の制御装置の場合に限る。）。
 - (4) 使用する電波の周波数は、イ(1)の制御信号により指示されたものが自動的に選択されること。
 - (5) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間を指示する制御信

〔第四十九条の七の三 略〕

第四節の六の二 高度M C A陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

(高度M C A陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七の四 高度M C A制御局(高度M C A制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度M C A制御局と送信装置を共用するものに限る。)を含む。)の無線設備で九四〇MHzを超え九四五MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は高度M C A陸上移動通信を行う陸上移動局(高度M C A制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度M C A制御局と送信装置を共有するものを除く。)を含む。)の無線設備で八九五MHzを超え九〇〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、高度M C A制御局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から高度M C A制御局へ送信する場合に

〔第四十九条の七の三 同上〕

〔新設〕

- 号を受信した後指示された通話時間以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数がイの(1)の制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。)
- (6) 通話に使用する電波の受信機入力電圧が任意に設定された値以下であるとき又は終話信号を受信したときに、自動的に電波の発射を停止し、かつ、受信する電波の周波数がイの(1)の制御信号の送信に使用する電波の周波数に自動的に切り替わること(陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。)
- (7) 無線設備の故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が三六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること(陸上移動局及び指令局の制御装置の場合に限る。)
- (8) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付けていること。

あつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式であること。

ロ 高度MCA制御局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が、総務大臣が別に告示する方法により、自動的に識別されるものであること。

ハ 一の高度MCA制御局の通話チャネルから他の高度MCA制御局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

二 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 高度MCA制御局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、一相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ハ 相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 陸上移動局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である高度MCA制御局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 高度MCA制御局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である高度MCA制御局からの制御情報に基づいて、空中線電力を必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

る。)以下となる場合は、空中線電力の低下分を送信空中線の絶対利得で補うことができるものとする。

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、**MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継**

空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一〇三 略】

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、地上基幹放送局、放送中継を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一〇三 同上】

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、地上基幹放送局、放送中継を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【1～H 望】

別表第一号 (第5条関係)
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
【1～5 略】		
6 100MHz を超え 470MHz 以下	[1～9 略] 10 特定小電力無線局 (<u>注 34</u> 、 <u>注 36</u>) [(1) ・ (2) 略] [11 略]	[略]
7 470MHz を超え 2,450MHz 以下	[1～3 略] 4 特定小電力無線局 (<u>注 34</u> 、 <u>注 36</u>) [(1) ・ (2) 略] [5～13 略]	[略]
【8・9 略】		

【注 1～30 略】

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- 【(1) 略】
- (2) 850MHz を超え 945MHz 以下 の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

【1～H 望4】

別表第一号 (第5条関係)
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
【1～5 同左】		
6 100MHz を超え 470MHz 以下	[1～9 同左] 10 特定小電力無線局 (<u>注 36</u>) [(1) ・ (2) 同左] [11 同左]	[同左]
7 470MHz を超え 2,450MHz 以下	[1～3 同左] 4 特定小電力無線局 (<u>注 36</u>) [(1) ・ (2) 同左] [5～13 同左]	[同左]
【8・9 同左】		

【注 1～30 同左】

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- 【(1) 同左】
- (2) 850MHz を超え 940MHz 以下 の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

[削る]

[削る]

ア・イ [略]

エ 高度MCA陸上移動通信を行うものは、次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ア) 高度MCA制御局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）

A 空中線電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超え
るもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超え38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(イ) 陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等

ア MCA陸上移動通信を行うもの

(ア) MCA制御局

A 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）5kHz以内のもの 1 (10^{-6})

B 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの 0.5 (10^{-6})

(イ) 指令局及び陸上移動局

A 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）5kHz以内のもの 3 (10^{-6})

B 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの 2 (10^{-6})

イ MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（MCA制御局と送信設備を共用するものを除く。）

(ア) 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）5kHz以内のもの 3 (10^{-6})

(イ) 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの 2 (10^{-6})

エ・エ [同左]

[新設]

を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）
 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

〔(3) ～ (22) 略〕
〔32～57 略〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～14 略〕

第15 削除

〔第16 略〕

第17 高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第18から第22まで 削除

〔第18～73 略〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～17 略〕

18 1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17（1）の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2（1）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

〔(3) ～ (22) 同左〕
〔32～57 同左〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～14 同左〕

第15 MCA陸上移動通信を行う無線局又はMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。

- 1 周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの
- 2 周波数偏移又は周波数偏位が（±）5kHz以内のもの
- 3 周波数偏移又は周波数偏位が（±）8.5kHz以内のもの
- 4 周波数偏移又は周波数偏位が（±）16kHzのもの

〔第16 同左〕

第17から第22まで 削除

〔第18～73 同左〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～17 同左〕

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17（1）の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプ

<p>[表 略] [19 略]</p> <p><u>19 の 2 高度MCA陸上移动通信を行う無線局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域における不要発射の強度の許容値及びブラス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1) に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</u></p> <p>[20～61 略]</p>	<p>ブラス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1) に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>[表 同左] [19 同左] [新設]</p> <p>[20～61 同左]</p>
--	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。